

公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会（以下「この法人」という。）の文書等の開示に関し必要な事項を定めること等により、この法人の保有する情報の一層の公開を図り、もってこの法人の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正なこの法人の運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「協会文書」とは、この法人の職員（この法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、この法人の職員が組織的に用いるものとして、この法人が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。

2 この要領において「開示請求者」とは、協会文書の開示を請求する者、開示を請求しようとする者又は開示を請求した者をいう。

3 この要領において「異議申出人」とは、第19条第1項の規定により異議の申出をした者をいう。

(この法人の代表理事の責務)

第3条 この法人の代表理事は、県民の協会文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの要領を解釈し、運用するものとする。この場合において、代表理事は個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(開示請求者の責務)

第4条 開示請求者は、この要領の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、協会文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 協会文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人もこの要領の定めるところにより、代表理事に対しこの法人の保有する協会文書の開示を請求することができる。

(協会文書の開示の請求方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、文書開示請求書（第1号様式）を直接代表理事に、又は三重県戦略企画部情報公開課（以下「情報公開課」という。）を通じて代表理事に提出してしなければならない。

2 開示請求者は、代表理事が協会文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない

い。

- 3 代表理事は、文書開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、代表理事は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(協会文書の開示義務)

第7条 代表理事は、開示請求があったときは、開示請求に係る協会文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該協会文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは情報公開条例以外の条例の定めるところにより又はこの法人が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関若しくは地方公共団体の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報、公務員等（情報公開条例第7条第2号に規定する公務員等をいう。以下同じ。）の職務に関する情報及びこの法人の職員の職務に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され得るもの並びに個人の事業に関する情報、公務員等の職務に関する情報及びこの法人の職員の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは情報公開条例以外の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等（情報公開条例第7条第2号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方独立行政法人（情報公開条例第7条第2号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びこの法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から県民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると代表理事が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) この法人、国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間にお

ける審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) この法人、国、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、この法人、国、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ この法人が経営する事業、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 代表理事は、開示請求に係る協会文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る協会文書に第7条第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 代表理事は、開示請求に係る協会文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該協会文書を開示することができる。

(協会文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る協会文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、代表理事は当該協会文書の存否を示さずに、当該協会文書の開示をしないことができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 代表理事は、開示請求に係る協会文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し次の各号に掲げる決定の区分に応じて通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示請求に係る協会文書の全部の開示をする旨であって、文書開示請求書の提出があった日に協会文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

(1) 開示請求に係る協会文書の全部を開示する旨の決定は、文書開示決定通知書（第2号様式）

により通知

(2) 開示請求に係る協会文書の一部を開示する旨の決定は、文書部分開示決定通知書（第3号様式）により通知

2 代表理事は、開示請求に係る協会文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る協会文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し次の各号に掲げる区分に応じて通知しなければならない。

(1) 次号又は第3号に掲げる場合以外のときは、文書非開示決定通知書（第4号様式）により通知

(2) 前条の規定により協会文書の存否を示さないときは、文書の存否を明らかにしない決定通知書（第5号様式）により通知

(3) 協会文書を保有していないときは、文書不存在決定通知書（第6号様式）により通知
(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、文書開示請求書がこの法人の事務所に到達した日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、代表理事は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、代表理事は開示請求者に対し、速やかに、文書開示決定等期間延長通知書（第7号様式）により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る協会文書が著しく大量であるため、文書開示請求書がこの法人の事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、代表理事は開示請求に係る協会文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの協会文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、代表理事は同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、文書開示決定等期間特例延長通知書（第8号様式）により通知しなければならない。

(理由付記等)

第14条 代表理事は、第11条各項の規定により開示請求に係る協会文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、代表理事は当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る協会文書にこの法人、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政

法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第20条第2項、第21条及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、代表理事は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る協会文書の表示その他の事項を通知して、文書の開示に係る意見書を提出する機会を与えることができる。

2 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し文書の開示に係る意見照会書（第9号様式）により、文書の開示に係る意見書（第10号様式）を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合はこの限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている協会文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている協会文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 代表理事は、前2項の規定により文書の開示に係る意見書（以下「意見書」という。）の提出の機会を与えられた第三者が当該協会文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、代表理事は開示決定後直ちに当該意見書（この条、第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、文書を開示決定した旨の通知書（第11号様式）により通知しなければならない。

4 代表理事は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、第11条第2項の決定（以下「非開示決定」という。）をするときは、非開示決定後、当該反対意見書を提出した第三者に対し、文書を非開示決定した旨の通知書（第12号様式）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 協会文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して代表理事が定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による協会文書の開示にあつては、代表理事は当該協会文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第17条 代表理事は、法令、情報公開条例以外の条例、規則、規程等（以下「法令等」という。）の規定により、何人にも開示請求に係る協会文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該協会文書については当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には、開示をしない旨の定めがあるときはこの限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第18条 協会文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受けるものは、別表により当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 電磁的記録の開示を受けるものは、代表理事が定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

（異議の申出）

第19条 第11条による決定に異議がある者は、当該決定を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、直接代表理事に対し、又は情報公開課を通じて代表理事に対し、異議申出書（第13号様式）により異議の申出をすることができる。

2 前項の規定による異議の申出について、この要領に定めのない事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求の例によるものとする。

（諮問等）

第20条 開示決定等について前条第1項の規定による異議の申出があったときは、代表理事は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書（第14号様式）により情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年3月28日三重県条例第1号）第3条第1項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

（1）異議の申出が前条の規定に適合しないため、却下するとき。

（2）決定で、異議の申出に係る開示決定等（開示請求に係る協会文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条（第2項第2号を除く。）において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議の申出に係る協会文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 管理文書（協会文書のうち、三重県が設置する公の施設について地方自治法第244条の2第3項の規定によりこの法人が指定管理者として行う管理に関するものをいう。以下同じ。）に係る開示決定等について前条の規定による異議の申出があったときは、代表理事は、異議申出報告書（第15号様式）により三重県（三重県地域連携部又は三重県教育委員会事務局および情報公開課）に報告するものとする。

3 第1項の規定により諮問をした代表理事は、次に掲げる者に対し、三重県情報公開審査会諮問通知書（第16号様式）により通知しなければならない。

（1）異議申出人及び参加人

（2）開示請求者（開示請求者が異議申出人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該異議の申出に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申出人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定による諮問をした場合において、この要領に定めのない事項については、情報公開条例の例による。

（異議の申出に対する決定等）

第21条 法人代表者は、前条第1項各号に該当すると認めるときは、決定書（第17号様式）により当該異議の申出に対する決定をし、当該決定書の謄本（原本と相違ないことを証明したものに限り。以下同じ。）を異議申出人に送付しなければならない。この場合において、第22条第1項の

規定により開示請求者に通知したときは、法人代表者は、異議申出に係る管理文書の開示通知書（第18号様式）により開示請求者に通知するものとする。

- 2 代表理事は、前条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、決定書（第17号様式）により当該異議の申出に対する決定をし、当該決定書の謄本を異議申出人に、当該謄本の写し（異議申出人の住所、氏名、年齢その他当該異議申出人を識別し得る情報を知り得ないようにしたものに限る。）を次の各号に掲げる区分に応じて送付しなければならない。
 - (1) 反対意見書を提出した第三者が参加人とならなかった場合で、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該第三者に送付
 - (2) 第三者からの異議の申出を却下し若しくは棄却する決定をするとき、又は第三者からの異議の申出に係る開示決定等の全部若しくは一部を取り消し若しくは変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部若しくは一部を開示しないときは、開示請求者に送付
- 3 前項の場合において、当該決定は、異議申出書がこの法人の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。
- 4 第15条第4項の規定は、第15条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書を提出する機会を与えてした開示決定等につき第1項又は第2項の規定により開示請求者からの異議の申出を棄却する決定をするときに、これを準用する。
- 5 代表理事は、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、異議申出に係る文書の開示決定通知書（第19号様式）により開示請求者に通知するものとする。
- 6 代表理事は、第三者から反対意見書の提出があった開示決定等について開示請求者がした異議の申出に対して当該開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。
- 7 開示請求者からの異議の申出について、反対意見書を提出した第三者が参加人になった場合において、当該異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書を開示決定した旨の通知書（第20号様式）により当該第三者に通知するものとする。
- 8 開示請求者からの異議の申出について、反対意見書を提出した第三者が参加人にならなかった場合において、当該異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記

録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定後直ちに、第5項の規定により通知した異議申出に係る文書の開示決定通知書の写し（異議申出人の住所、氏名、年齢その他当該異議申出人を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る）を当該第三者に送付するものとする。

（第三者からの異議の申出の場合）

第22条 開示決定に対して第三者から異議の申出があったときは、代表理事は、当該異議の申出に対する決定を行うまで開示を停止し、当該異議の申出をした第三者及び開示請求者に対して速やかに開示停止通知書（第21号様式）により通知するものとする。

2 代表理事は、次の各号に掲げる決定をする場合には、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

(1) 開示決定に対する第三者からの異議の申出を却下し、又は棄却する決定

(2) 第三者からの異議の申出に係る開示決定の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の一部を開示するとき

3 代表理事は、前項第1号に掲げる決定をするときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書の開示通知書（第18号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の開示通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付しなければならない。

4 代表理事は、第2項第2号に掲げる決定をするときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書の部分開示決定通知書（第22号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の部分開示決定通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付しなければならない。

5 代表理事は、第三者からの異議の申出に係る開示決定の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る協会文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部を開示しないときは、異議申出に係る文書の非開示決定通知書（第23号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の非開示決定通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付するものとする。

第3章 情報提供等

（情報提供施策の推進）

第23条 代表理事は、三重県民がこの法人に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

2 代表理事は、効果的な情報提供を実施するため、三重県民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。

（協会文書の管理）

第24条 代表理事は、この要領の適正かつ円滑な運用に資するため、協会文書を適正に管理するも

のとする

- 2 代表理事は、協会文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の協会文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。
- 3 代表理事は、保存期間が1年以上の協会文書の件名その他代表理事が別に定める事項を、地方自治法第244条の2第3項の規定によりこの法人が三重県から指定管理者として指定を受けて管理を行う公の施設及びこの法人の事務所において、書面により公衆の閲覧に供する方法により、公表するものとする。
- 4 代表理事は、前項の規定により公表するにあたっては、非開示情報を開示することとならないよう、配慮するものとする。
- 5 代表理事は、第3項の規定により公表したときは、同項の規定により公衆の閲覧に供した書面の写しを、三重県（情報公開課）に送付するものとする。

（制度の周知）

第25条 代表理事は、県民がこの要領を適正かつ有効に活用できるようにするため、この要領の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

（協会文書の開示の実施状況の公表等）

第26条 代表理事は、毎年1回、協会文書の開示についての実施状況を取りまとめ、三重県（情報公開課）に報告するものとする。

- 2 前項の規定により取りまとめて報告する実施状況は、請求件数、協会文書の開示に関する決定の状況、異議の申出の状況その他三重県（情報公開課）が指示する事項とする。

（適用除外）

第27条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた協会文書については、この要領は適用しない。

（委任）

第28条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、平成10年度以降に作成され、又は取得した協会文書について適用する。
- 3 この要領の施行前にこの要領による改正前のこの法人の情報公開実施要領によりされた処分、手続その他の行為はこの要領の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（改正期日）

- 4 この改正要領は、平成15年6月11日から施行する。
- 5 この改正要領は、平成17年4月1日から施行する。

- 6 この要領の施行の日前になされた開示請求については、なお従前の例による。
- 7 この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 8 この要領の施行前に改正前の要領の規定によりされた決定、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりされた決定、手続きその他の行為とみなす。
(改正期日)
- 9 この改正要領は、平成25年5月31日から施行する。
- 10 この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 12 この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

写しを交付する 協会文書の種類	費用
文書、図画又は 写真	日本工業規格A 3判以内の白黒複写は、1頁につき10円。 日本工業規格A 3判以内のカラー複写は、1頁につき40円。 この法人が第三者に複写を委託した場合は、当該委託によりこの法人が当該第三者に支払うべき金額（複写の実費）。
フィルム	この法人が第三者に委託して複写をするために当該第三者に支払うべき金額（複写の実費）。